

鎌倉市都市計画審議会
資 料 集

令和6年度 第2回

資 料

- 会議次第
- 委員名簿
- 事務局名簿
- 1 諮問第1号 特定生産緑地の指定について
- 2 報告第3号 鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について
- 3 報告第4号 第8回線引き見直しに向けた取組状況について
- 4 報告第5号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について

令和6年度 第2回鎌倉市都市計画審議会〔会議次第〕

令和7年（2025年）3月27日（木）午前10時から
鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

1 開 会

2 諮 問

諮問第1号 特定生産緑地の指定について

3 報 告

報告第3号 鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について

報告第4号 第8回線引き見直しに向けた取組状況について

報告第5号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について

4 その他

5 閉 会

鎌倉市都市計画審議会委員名簿

任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

市民

	役職	氏名	推薦母体
1		イチカワ サチコ 市川 幸子	鎌倉市農業委員会
2		オオモリ ミチ ヒロ 大森 道明	鎌倉市観光協会
3		クボタ ハルヒコ 久保田 陽彦	鎌倉商工会議所

市議会議員

	役職	氏名	会派
4		オオイシ カズヒサ 大石 和久	公明党鎌倉市議会議員団
5		ゴトウゴロウ 後藤 吾郎	自民党・無所属の会
6		マエカワ アヤコ 前川 綾子	夢みらい鎌倉

学識経験のある者

	役職	氏名	所属（専門）
7		クスマギ エミコ 久寿米木 恵美子	建築士（建築）
8	○	タニグチ アヤコ 谷口 綾子	筑波大学教授（社会工学）
9		ナガノ ユキオ 永野 征男	日本大学名誉教授（都市地理学）
10		マチダ レイコ 町田 怜子	東京農業大学教授（造園学）
11	○	ムラセ アツコ 村瀬 敦子	弁護士（法律）
12	◎	ムラヤマ アキト 村山 顕人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市工学）

関係行政機関の職員

	役職	氏名	所属
13		ホシナ タカシ 星名 隆	神奈川県藤沢土木事務所長
14		モリ フミオ 森 文男	神奈川県鎌倉警察署長

※氏名は五十音順

※役職は会長◎副会長○

事務局名簿

事務局

まちづくり計画部担当部長	服部 基己
まちづくり計画部次長 兼都市計画課担当課長	永井 淳一
都市計画課担当課長	大江 尚
都市計画課課長補佐	祖父江 和彦
都市計画課都市計画担当	齋藤 憂希
都市計画課都市計画担当	内田 拓海
都市計画課都市計画担当	水谷 司

関係課出席者

環境部次長 兼環境施設課長	不破 寛和
環境施設課担当係長	鬼頭 弘治
環境施設課環境施設担当	大島 滉二

諮問第 1 号

特 定 生 産 緑 地 の 指 定 に つ い て

目次

特定生産緑地指定図（案）	資料 1
特定生産緑地指定一覧表	資料 2
位置図	資料 3
指定状況及び事務フロー	資料 4
関係法令	巻末

凡		例	
種 別		容積率% 建ぺい率%	面積 (ha)
	市街化調整区域	$\frac{80}{80}$	約 1,384
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度：10m)	$\frac{80}{80}$	約 1,294
		$\frac{100}{80}$	約 28
	第一種中高層住居専用地域	$\frac{100}{80}$ $\frac{100}{80}$	約 366
		$\frac{100}{80}$ $\frac{100}{80}$	約 121
	第二種中高層住居専用地域	$\frac{200}{80}$	約 1.7
	第一種住居地域	$\frac{200}{80}$ $\frac{200}{80}$	約 268
	第二種住居地域	$\frac{200}{80}$ $\frac{200}{80}$	約 108
	準住居地域	$\frac{100}{80}$	約 23
	近隣商業地域	$\frac{100}{80}$ $\frac{200}{80}$	約 81
		$\frac{100}{80}$ $\frac{200}{80}$	約 5.0
	商業地域	$\frac{400}{80}$ $\frac{400}{80}$	約 27
		$\frac{500}{80}$	約 3.8
	準工業地域	$\frac{200}{80}$	約 77
	工業地域	$\frac{500}{80}$	約 133
	工業専用地域	$\frac{100}{80}$	約 33
□ は高度地区			約 2,569

凡	例	面積 (ha)
	市街化区域・市街化調整区域界	—
	都 市 計 画 道 路	—
	都 市 計 画 河 川	—
	都 市 計 画 公 園 ・ 緑 地	—
	下水道処理場・ポンプ場	—
	その他の都市施設	—
	ごみ処理場、ごみ処理場・し尿処理場	—
	土地地区整理事業	—
	市街地再開発事業	—
	高度利用地区	約 2.7
	防 火 地 域	約 31
	津 防 火 域	約 502
	風 致 地 域	約 2,194
	景観地区(建築物の高さの最高限度：15m)	約 232
	特別緑地保全地区	約 49.4
	近郊緑地特別保全地区	約 131
	生産緑地地区	約 15.4
	地区計画区域	—

都市計画公園名称	都市計画道路名称
番号 公園名	番号 路線名
2-2-1 栄町公園	2-2-1 高橋陸奥町南側線
2-2-2 石井公園	2-2-2 南宮津町南側線
2-2-3 緑町公園	2-2-3 高橋陸奥町南側線
2-2-4 清水小公園	2-2-4 高橋陸奥町南側線
2-2-5 中町わづか公園	2-2-5 高橋陸奥町南側線
2-2-6 清水小公園	2-2-6 山北沢原町南側線
2-2-7 南へつじ公園	2-2-7 高橋陸奥町南側線
2-2-8 長島ふれ公園	2-2-8 高橋陸奥町南側線
2-2-9 宮沢がわだて公園	2-2-9 栗沢村町線
2-2-10 藤乃ノ入南公園	2-2-10 道祖ノノ34号線
2-2-11 堀川公園	2-2-11 堀川6丁通線
2-2-12 長谷つてじ公園	2-2-12 大船津津堤町南側線
2-2-13 向宝公園	2-2-13 木太町南側線
2-2-14 神ノ上公園	2-2-14 曲井大町線
2-2-15 大久保公園	2-2-15 長谷宮堂線
2-2-16 吉さき平公園	2-2-16 大船津大船津
2-2-17 田島公園	2-2-16 大船津津堤町南側線
2-2-18 大平山公園	2-2-18 阿久良陸奥線
2-2-19 鎌倉山公園	2-2-19 阿久良津堤町南側線
2-2-20 鎌倉山西ふれ公園	2-2-20 小袋谷町南側線
2-2-21 西園地西ふれ公園	2-2-21 西園地線
2-2-22 鎌倉山北公園	2-2-22 鎌倉敷小町線
2-2-23 鎌倉公園	2-2-23 鎌倉大町線
2-2-24 松原とらば公園	2-2-24 小町村水原線
2-2-25 西園地南山公園	2-2-25 大船津町南側線
2-2-26 正義南公園	2-2-26 下大船津

都市計画緑地名称	
番号	緑地名
第1号	鎌倉広野緑地
第2号	山ノ内西谷々谷緑地
第3号	山崎・台峯緑地
第4号	山ノ内宮下小路緑地

生産緑地の 指定状況	平成7年指定
120箇所	1箇所
今回の意向 確認箇所	指定(全部) 1箇所

No.154 指定

● 鎌倉市全域が都市計画区域に指定されています。(面積約3,953ha)

(注) 本図は一般参考図であるため、詳細については、鎌倉市都市計画課に備えてある図解用図書を参照のこと。

凡 例	面積 (ha)
第1種高度地区 (建築物の高さの最高限度:15m)	約 344
第2種高度地区 (建築物の高さの最高限度:20m)	約 309
第3種高度地区 (建築物の高さの最高限度:31m) ただし、工業系建築物以外の建築物は20mとす	約 181
第4種高度地区 (建築物の高さの最高限度:31m)	約 71

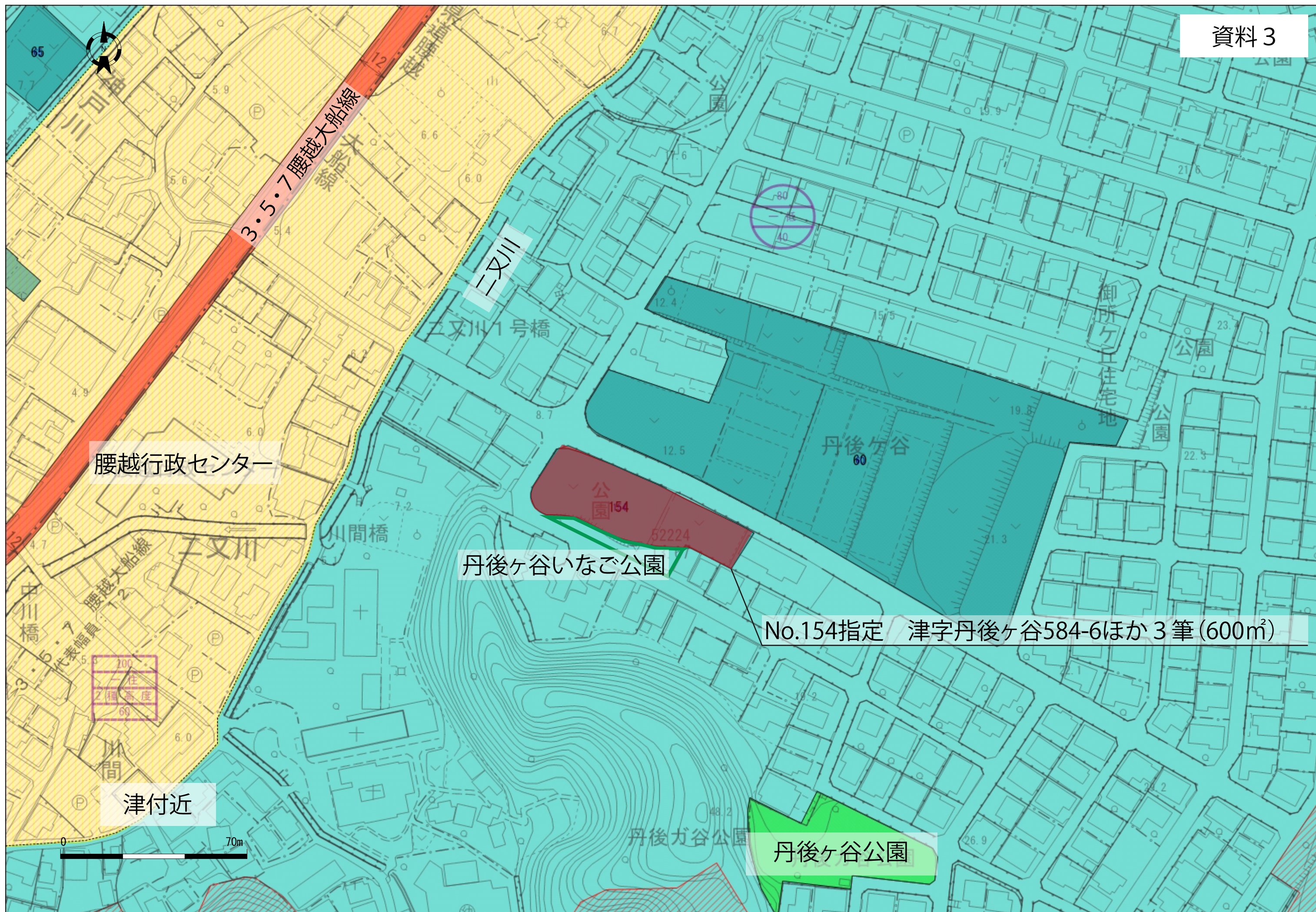
特定生産緑地指定一覧表

箇所番号	農地等の所在地	地番	特定生産緑地 指定面積（案） （㎡）	生産緑地地区 都市計画 決定面積(㎡)	当初指定 年月日	指定する 範囲	特定生産緑地指定基準への適合性				判定	備考
							要綱第3条 指定の要件 該当項目	同要綱第3条（1）に基づく 指定基準 1 指定の要件 該当項目	同要綱第3条（1）に基づく 指定基準 2 指定する農地等 該当項目	同要綱第3条（1）に基づく 指定基準 3 指定しない農地等 該当項目		
154	鎌倉市津字丹後ヶ谷	584-6	600	600	平成7年12月26日	全部	（1）及び（2）	（1）、（2）及び（3）	（1）	なし	適合	
		585-4										
		585-5										
		585-7										

【凡例】
要綱……鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱
指定基準…鎌倉市生産緑地地区指定基準

◆鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱
(指定の要件)
第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
(1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準（平成30年7月5日）の1 指定の要件及び2 指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目（平成30年7月5日）に掲げる条件に該当していること。
(2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。
ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分（以下「生産緑地地区の拡大部分」という。）については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

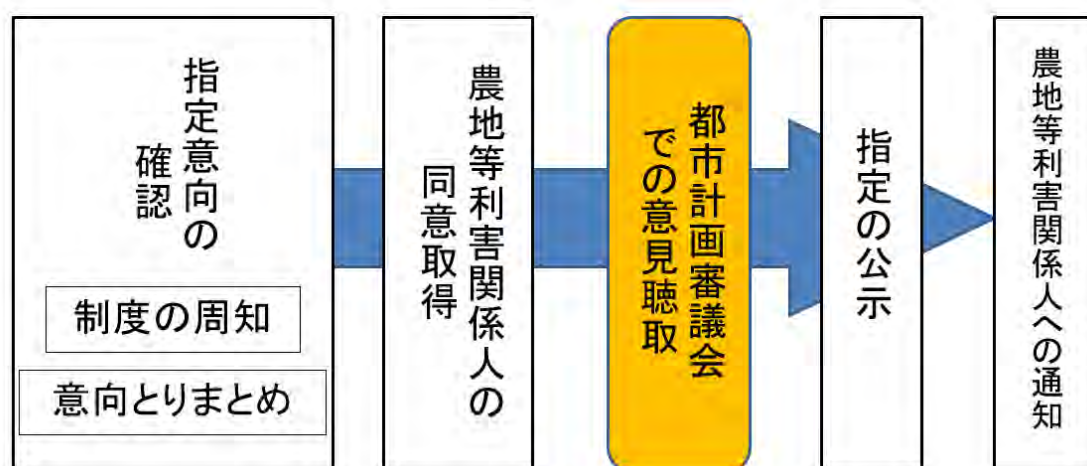
◆鎌倉市生産緑地地区指定基準
1 指定の要件
生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農地等の区域とする。
(1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
(2) 300平方メートル以上の規模の区域であること。
(3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
2 指定する農地等
1の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。
(1) 各種の中長期計画等に適合しているもの。
(2) 新たに指定することにより、既に指定した2以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。
(3) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。
(4) 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。
3 指定しない農地等
次の各号のいずれかに該当するものは、前2項にとらわれず指定をしない。
(1) 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
(2) 周りを塀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
(3) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの



■意向確認状況(平成7年指定)

全域	指定意向 確認済	指定しない 意向確認済	意向 未確認
1箇所	1箇所 (全部)	0箇所 (全部)	0箇所 (全部)
	0箇所 (一部)	0箇所 (一部)	0箇所 (一部)

■指定事務のフロー



生産緑地法（抜粋）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。

三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

（特定生産緑地の指定）

第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。）に規定する特定生産緑地の指定等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令、施行規則で定義する用語の例による。

(指定の要件)

第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準（平成30年7月5日）の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目（平成30年7月5日）に掲げる条件に該当していること。
- (2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。

ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分（以下「生産緑地地区の拡大部分」という。）については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

(指定の意向確認)

第4条 特定生産緑地の指定について、市長から意向確認を受けた生産緑地地区の所有者のうち、特定生産緑地の指定を希望する者は、特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）に意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）、特定生産緑地地区指定同意書（第3号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地地区の所有者（以下「提案者」という。）は、特定生産緑地指定提案書（第4号様式）に提案生産緑地地区明細書（第5号様式）、特定生産緑地指定合意書（第6号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の意向確認があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日まで指定するものとする。

2 市長は、前条に規定する指定の提案があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日までに指定するものとする。

3 市長は、特定生産緑地の指定をした土地については、法第10条の2第4項に基づき公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（指定しない場合）

第7条 市長は、第5条の提案がされた生産緑地地区について、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第8号様式）により理由を明記して提案者に通知するものとする。

（指定の期限の延長）

第8条 市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第3条、第4条、第6条第1項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第3条第2号及び第6条第1項中の「申出基準日」とあるのは「指定期限日」と、第3条第2号及び第4条第1項中「特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長意向確認書（第9号様式）」と、「意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）」とあるのは「延長意向確認生産緑地地区明細書（第10号様式）」と、「特定生産緑地指定同意書（第3号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長同意書（第11号様式）」と、第6条第3項中「特定生産緑地指定通知書（第7号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長通知書（第12号様式）」と読み替えるものとする。

（指定の解除）

第9条 市長は、特定生産緑地に指定している生産緑地地区の法第8条に規定する行為の制限が解除された場合、もしくは残存する特定生産緑地が第3条の要件を満たさなくなったときは、特定生産緑地の指定を解除し、その旨を公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定解除通知書（第13号様式）により通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

鎌倉市生産緑地地区指定基準

当初：平成 30 年 7 月 5 日

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条に基づき、生産緑地地区として定める市街化区域内の農地等は、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次に生産緑地地区指定基準等を定めるものとする。

1 指定の要件

生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農地等の区域とする。

- （１） 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- （２） 300 平方メートル以上の規模の区域であること。
- （３） 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 指定する農地等

1 の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。

- （１） 各種の中長期計画等に適合しているもの。
- （２） 新たに指定することにより、既に指定した 2 以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。
- （３） 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。
- （４） 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。

3 指定しない農地等

次の各号のいずれかに該当するものは、前 2 項にとらわれず指定をしない。

- （１） 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
- （２） 周りを塀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
- （３） その他市長が指定をしない特別な理由があるもの。

4 指定の手続

生産緑地地区は、その対象となる農地等の所有者に生産緑地地区に関する都市計画決定に必要な書類の提出を求め、当該農地等の現況及び将来の見通しを勘案してこれを審査の上、都市計画決定の手続に従い、必要と認められるものについて定めるものとする。

5 適正管理

生産緑地地区として定められた農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう農業委員会等の協力の下に、適正管理について指導を行うものとする。

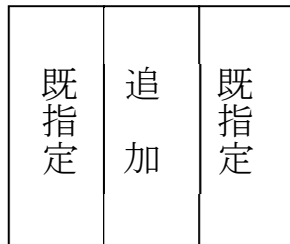
鎌倉市生産緑地地区指定基準細目

当初：平成 30 年 7 月 5 日

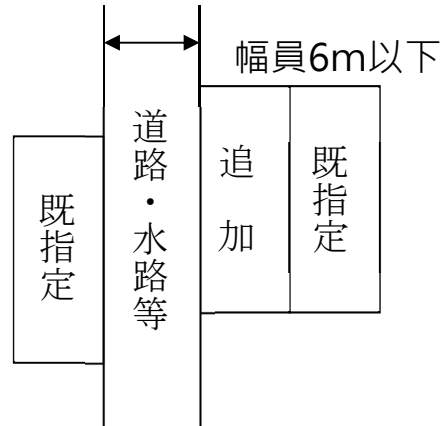
- 1 指定基準 2 (1)「各種の中長期計画等」とは次のものをいう。
 - (1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 28 年 11 月）
 - (2) 鎌倉市都市マスタープラン（平成 27 年 9 月）
 - (3) 鎌倉市緑の基本計画（平成 23 年 9 月）
 - (4) 鎌倉市景観計画（平成 29 年 3 月）
 - (5) 鎌倉市地域防災計画（平成 25 年 2 月）
 - (6) 鎌倉市農業振興ビジョン（平成 30 年 7 月）
- 2 指定基準 2 (2)「新たに指定することにより、既に指定した 2 以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもの」とは下図の例による。

- (1) 一体性が図られるもの。

【例 1】



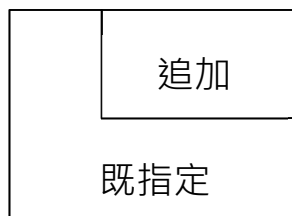
【例 2】



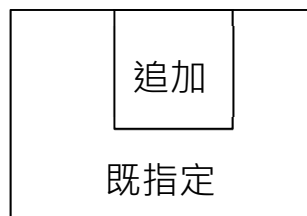
- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・6 m以下の道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・ずれが生じている場合は、そのずれが概ね接する辺長の過半を上回らないものであること。

- (2) 整形化が図られるもの。

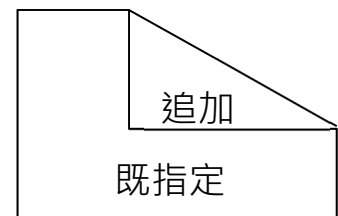
【例 1】



【例 2】



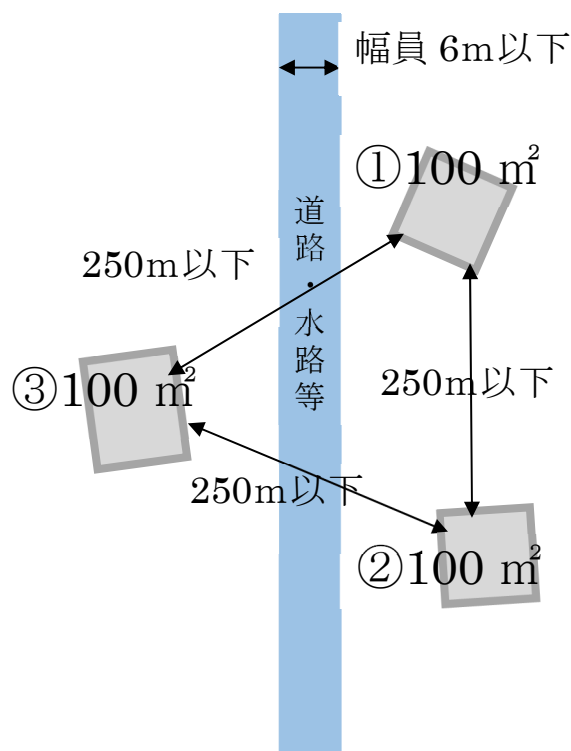
【例 3】



- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・農業用道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・接続する農地が不整形な場合は全周長の概ね過半以下が既設の生産緑地地区に接すること。

- 3 指定基準 2 (3)「延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 建築物と建築物の間に存するもので延焼防止の機能を有するもの。
 - (2) 一時避難地としてのオープンスペース機能を有する 300 m²以上の一体のもの。
 - (3) その他公園、緑地機能を補完する機能を有するもの。
- 4 指定基準 2 (4)「同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの」とは、下図に示すとおり、面積が概ね 100 平方メートル以上の 1 の農地等の間の距離が直線で 250m以下であり、かつ、所有者が同一であるものとする。なお、6 m以下の道路・水路等が介在している場合においても一団と見なすものとする。

【例】



鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の
変更について

目次

鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画原案・・・資料 1

鎌倉都市計画ごみ処理場の変更に係る都市計画原案・・・資料 2

スライド資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3

鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更（鎌倉市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第 1 号名越ごみ焼却場を廃止する。

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	名越ごみ焼却場	鎌倉市大町五丁目地内	約 0.4ha	

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

鎌倉市のごみ処理施設に関する方針については、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「ごみ処理施設については、ごみ処理の広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適切な配置等について検討する。」や「ごみ焼却施設に関しては、老朽化等の問題を抱えているため、施設整備を進める。」とされています。

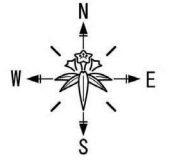
また、「鎌倉市都市マスタープラン」の「部門別方針/循環型のまちづくりの方針」においては、「名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。」としています。

さらに、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（令和3年（2021年）6月改定）及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年（2020年）8月策定）においては、現在、市内で排出される燃やすごみを焼却処理している名越ごみ焼却場（名越クリーンセンター）について、施設の老朽化に伴い、令和6年度をもって稼働を停止することとしています。

稼働停止後は、同施設を解体し、その跡地に市内で排出された燃やすごみを処理先へ効率的に運搬するためのごみ中継施設を整備し、広域連携により適正に処理を行う計画です。

以上のことから、鎌倉都市計画ごみ焼却場中第1号名越ごみ焼却場を廃止するものです。

1 : 10,000



凡		例	
種 別		香煙率% 建ぺい率%	面積 (ha)
	市街化調整区域	 	約 1,384
市 街 化 区 域	 第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度：10m)	 	約 1,294
	 第一種中高層住居専用地域	 	約 28
	 第二種中高層住居専用地域	 	約 1.7
	 第一種住居地域	 	約 268
	 第二種住居地域	 	約 108
	 準住居地域	 	約 23
	 近隣商業地域	 	約 81
	 商業地域	 	約 5.0
業 地 域	 商業地域	 	約 27
	 準工業地域	 	約 3.8
	 工業地域	 	約 77
	 工業専用地域	 	約 133
☐ は高度地区			約 33
			約 2,569

凡 例		
 こみ焼却場を廃止する区域		
凡	例	面積 (ha)
	市街化区域・市街化調整区域界	—
	都 市 計 画 道 路	—
	都 市 計 画 河 川	—
	都 市 計 画 公 園 ・ 緑 地	—
	下水道処理場・ポンプ場	—
	その他の都市施設	—
	こみ焼却場、こみ処理場、し尿処理場	—
	土地区画整理事業	—
	市街地再開発事業	—
	高度利用地区	約 2.7
	防火地帯	約 31
	準防火地帯	約 502
	津 致 地 区	約 2,194
	景観地区 (建築物の高さの最高限度：15m)	約 232
	特別緑地保全地区	約 49.4
	近郊緑地特別保全地区	約 131.3
	生産緑地地区	約 15.4
	地区計画区域	—

事項	市町名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更 第1号名称ごみ焼却場	
図面の名称	総括図	図
縮尺	1 / 10,000	
番号	1	1
作成年月日	令和 年 月 日	

第1号 名越ごみ焼却場
面積 約0.4ha (注)

凡 例	面積 (ha)
第1種高度地区 (建築物の高さの最高限度:15m)	約 344
第2種高度地区 (建築物の高さの最高限度:20m)	約 309
第3種高度地区 (建築物の高さの最高限度:31m) ただし、工業系建築物以外の建築物は20mとする	約 181
第4種高度地区 (建築物の高さの最高限度:31m)	約 71

この測量成果は、国土院院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。

(登録番号) 第1 号 第 85 号

国際航業株式会社調製

1. この地区は、1・2、500歳都市計画基本図を令和元年12月閣議決定したものです。

2. この地区、成屋は測量法上の公共測量に関する規定に基づき測量長の承認を得て市所管の測量成果を複製して図取したものです。【関係市地籍図鑑部発証番号 令和肆第計第31号】

3. この地区、成屋は測量法上の公共測量に関する規定に基づき測量長の承認を得て市所管の測量成果を複製して図取したものです。

4. この地区、成屋は測量法上の公共測量に関する規定に基づき測量長の承認を得て市所管の測量成果を複製して図取したものです。【3 選定理由 第44号】

5. 市界、成屋・町名等は令和元年12月閣議決定したものです。

鎌倉都市計画ごみ処理場の変更（鎌倉市決定）

都市計画ごみ処理場に第2号名越ごみ処理場を追加する。

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
2	名越ごみ処理場	鎌倉市大町五丁目地内	約 0.5ha	処理能力 120 t / 日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

(原案)

理 由 書

鎌倉市のごみ処理施設に関する方針については、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「ごみ処理施設については、ごみ処理の広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適切な配置等について検討する。」や「ごみ焼却施設に関しては、老朽化等の問題を抱えているため、施設整備を進める。」とされています。

また、「鎌倉市都市マスタープラン」の「部門別方針/循環型のまちづくりの方針」においては、「名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。」としています。

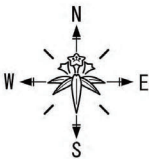
さらに、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（令和3年（2021年）6月改定）及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年（2020年）8月策定）においては、現在、市内で排出される燃やすごみを焼却処理している名越ごみ焼却場（名越クリーンセンター）について、施設の老朽化に伴い、令和6年度をもって稼働を停止することとしています。

稼働停止後は、同施設を解体し、その跡地に市内で排出された燃やすごみを処理先へ効率的に運搬するためのごみ中継施設を整備し、広域連携により適正に処理を行う計画です。

以上のことから、別途、鎌倉都市計画ごみ焼却場第1号名越ごみ焼却場を廃止し、新たに上記計画に位置付けられた処理施設の整備を図るべく、本案のとおり鎌倉都市計画ごみ処理場第2号名越ごみ処理場を追加するものです。

鎌倉都市計画図

1:10,000



凡 例		面積 (ha)
種 別	容積率 高さ(1階高)	
市街化調整区域	(80/60)	約1,384
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度:10m)	(80/60)	約1,294
第一種中層住居専用地域	(100/80)	約 28
第二種中層住居専用地域	(120/100)	約 366
第一種住居地域	(150/120)	約 121
第二種住居地域	(200/150)	約 1.7
準住居地域	(200/150)	約 268
近隣商業地域	(200/150)	約 108
商業地域	(200/150)	約 23
準工業地域	(200/150)	約 81
工業地域	(200/150)	約 27
工業専用地域	(200/150)	約 3.8
高度地区	(200/150)	約 77
	(200/150)	約 133
	(200/150)	約 33
	(200/150)	約2,569

都市計画公園名称	
番号	公園名
2-2-1	栄町公園
2-2-2	石原谷戸公園
2-2-3	中村公園
2-2-4	清水小路公園
2-2-5	中村つじ公園
2-2-6	清水小路東公園
2-2-7	泰ノ下こじか公園
2-2-8	長島みな公園
2-2-9	吉が沢かえで公園
2-2-10	高ノ入南公園
2-2-11	亀ガ淵公園
2-2-12	長谷つじ公園
2-2-13	向愛公園
2-2-14	神ノ坂こま公園
2-2-15	大久保公園
2-2-16	ききょうやま公園
2-2-17	日当公園
2-2-18	大平山公園
2-2-19	鎌倉山西公園
2-2-20	鎌倉山西すみれ公園
2-2-21	西鎌倉山ひびり公園
2-2-22	西鎌倉山北公園
2-2-23	新郷公園
2-2-24	若松たんぼ公園
2-2-25	西鎌倉山南公園
2-2-26	正福寺公園
2-2-27	七里が沢かも公園
2-2-28	越さる公園
2-2-29	西鎌倉三丁目公園
2-2-30	西鎌倉二丁目公園
2-2-31	中村ふくろう公園
2-2-32	城北公園
2-2-33	打越公園
2-2-34	富士塚公園
2-2-35	上岡公園
2-2-36	びわだ北公園
2-2-37	びわだ南公園
2-2-38	七重が沢つじ公園
2-2-39	七重が沢東三丁目公園
2-2-40	七重が沢西三丁目公園
2-2-41	七重が沢あいの公園
2-2-42	七重が沢五丁目公園
2-2-43	七重が沢かめ公園
2-2-44	丹後が沢公園
2-2-45	鎌倉山王下公園
2-2-46	がんだがや公園
2-2-47	片岡とじょう公園
2-2-48	岩瀬下園前公園
2-2-49	鎌倉海岸公園
2-2-50	菅田公園
2-2-51	源山公園
2-2-52	鎌倉中央公園
2-2-53	大船場公園
2-2-54	六国見山森林公園

都市計画緑地名	
番号	緑地名
第1号	鎌倉広野緑地
第2号	山ノ内西谷々緑地
第3号	山崎・竹森緑地
第4号	山ノ内西下小路緑地

凡 例		面積 (ha)
市街化区域・市街化調整区域	—	—
都市計画道路	—	—
都市計画河川	—	—
都市計画公園・緑地	—	—
下水道処理場・ポンプ場	—	—
その他の都市施設	—	—
ごみ焼却場・ごみ処理場・リサイクル場	—	—
土地区画整理事業	—	—
市街地再開発事業	—	—
高度利用地区	約 2.7	
防火地域	約 31	
準防火地域	約 502	
風致地区	約 2,194	
景観地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約 232	
特別緑地保全地区	約 49.4	
近郊緑地特別保全地区	約 131	
生産緑地地区	約 15.4	
地区計画区域	—	—

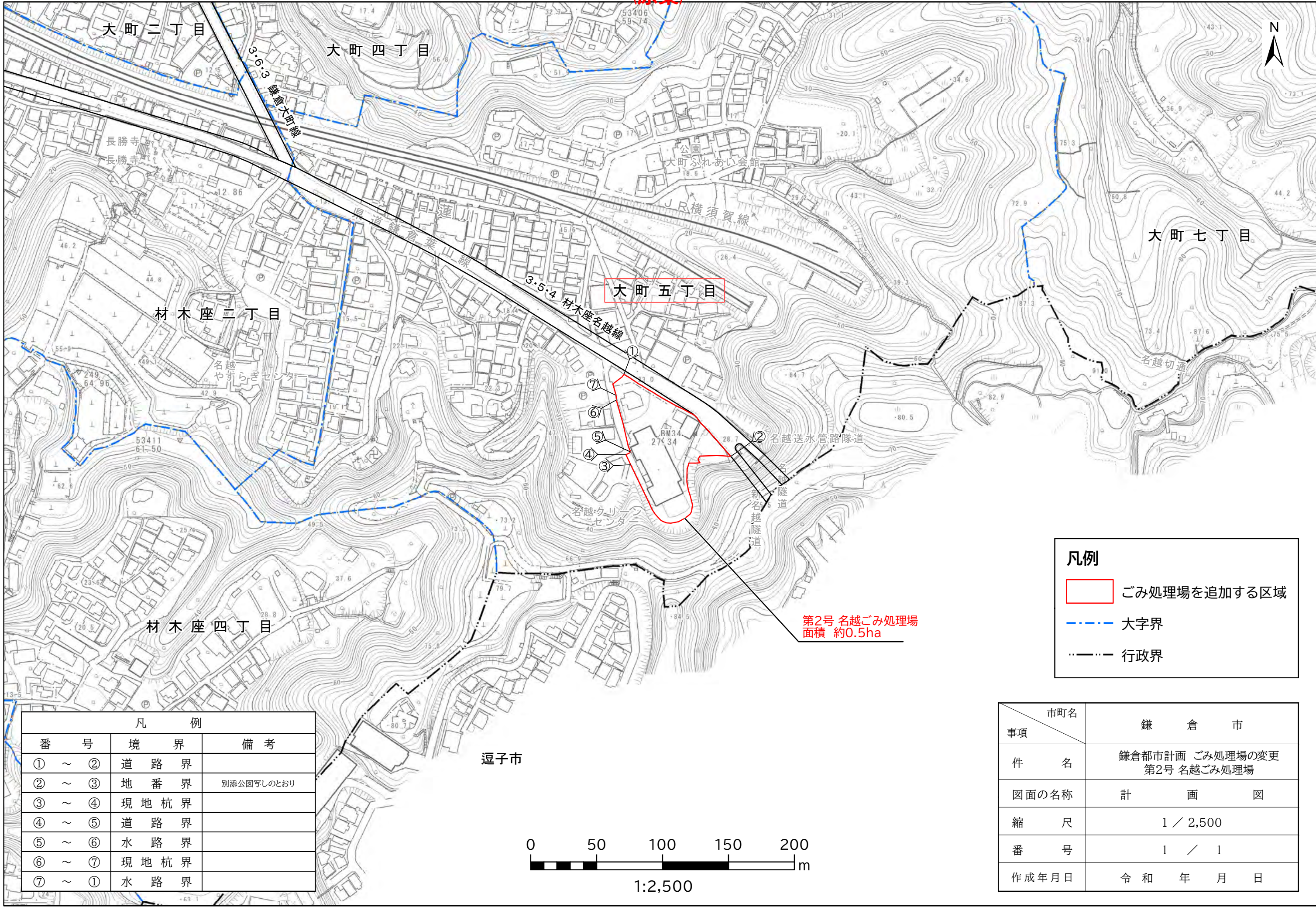
市町村	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画ごみ処理場の変更 第2号 名越ごみ処理場
図面の名称	総括図
縮尺	1/10,000
番号	1/1
作成年月日	令和 年 月 日

凡 例	面積 (ha)
第1種高度地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約 344
第2種高度地区(建築物の高さの最高限度:20m)	約 309
第3種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m) ただし、工業専用地域以外の建築物は20mとする	約 181
第4種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m)	約 71

第2号 名越ごみ処理場
面積 約0.5ha

1. この図面は、1:2,500の鎌倉都市計画図を令和六年12月版に縮小したものである。
2. この図面は、国土交通省の公表図面に関する規定に基づき、公表図面の作成を要する図面として作成したものである。〔国土交通省公表図面に関する規定〕
3. この図面は、国土交通省の公表図面に関する規定に基づき、公表図面の作成を要する図面として作成したものである。〔国土交通省公表図面に関する規定〕
4. この図面は、国土交通省の公表図面に関する規定に基づき、公表図面の作成を要する図面として作成したものである。〔国土交通省公表図面に関する規定〕

(原案)



凡例

- ごみ処理場を追加する区域
- 大字界
- 行政界

凡 例		
番 号	境 界	備 考
① ～ ②	道 路 界	
② ～ ③	地 番 界	別添公園写しのとおり
③ ～ ④	現 地 杭 界	
④ ～ ⑤	道 路 界	
⑤ ～ ⑥	水 路 界	
⑥ ～ ⑦	現 地 杭 界	
⑦ ～ ①	水 路 界	

市町名	鎌 倉 市
事項	
件 名	鎌倉都市計画 ごみ処理場の変更 第2号 名越ごみ処理場
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1 / 2,500
番 号	1 / 1
作成年月日	令 和 年 月 日

市町名	鎌倉市
事項	鎌倉都市計画ごみ処理場の変更 第2号 名越ごみ処理場
件名	
図面の名称	公 図 写 し
縮尺	1 / 600
番号	1 / 1
作成年月日	令和 年 月 日

資料3

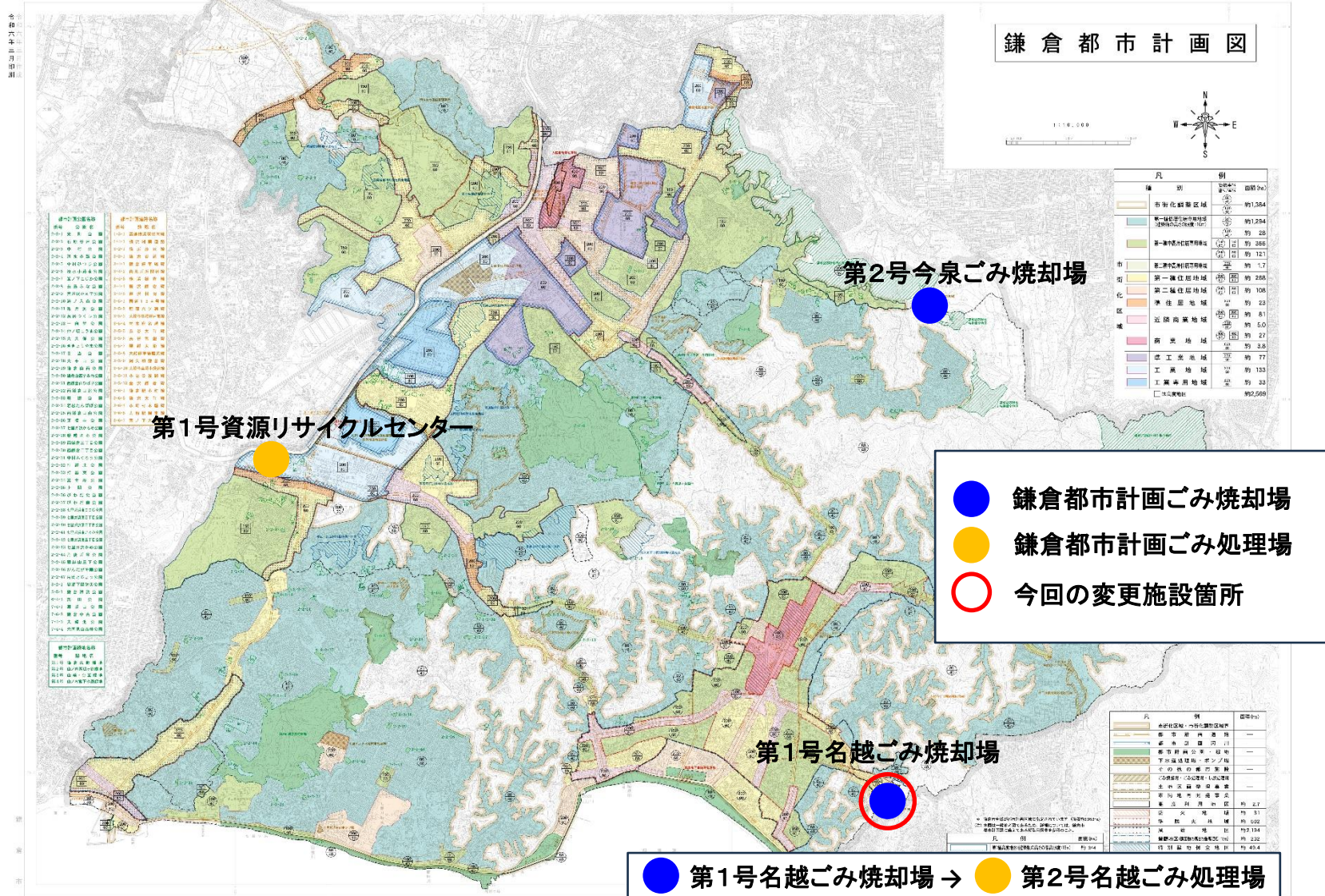
報告第3号 鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処 理場の変更について

令和7年3月27日
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

1 主旨

本件は、名越ごみ焼却場を稼働停止し、新たにごみ中継施設を整備することに伴い、**鎌倉都市計画ごみ焼却場**（名越ごみ焼却場の廃止）及び**鎌倉都市計画ごみ処理場**（名越ごみ処理場の追加）を変更するものです。

2 位置図



3 上位計画・関連計画

●既都市計画決定概要(名越ごみ焼却場)

都市計画決定日:昭和40年3月18日

名称: 第1号名越ごみ焼却場

位置: 鎌倉市名越地内(現在:大町五丁目地内)

面積: 約0.4ヘクタール

○理由

名越地区における既存ごみ焼却場の老朽化に伴い、増加するごみの処理に対処して、既存施設の改造を図るため、ごみ焼却場を決定しようとするものである。

関連の上位計画

- 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成28年11月）
- 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画（令和2年4月）
- 鎌倉市都市マスタープラン（平成27年9月）
- 第3期鎌倉市環境基本計画（令和4年5月）
- 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（令和3年6月改定）
- 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年8月）
- 鎌倉市名越中継施設整備基本計画（令和5年8月）

● 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

第2章 鎌倉都市計画区域の都市計画の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、**ごみ処理広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適正な配置等**について検討する。

ごみ焼却施設に関しては、老朽化等の問題を抱えているため、**施設整備を進める。**

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、**既存施設の継続性や新たな施設の配置等の検討を踏まえたごみ処理施設の適切な整備を図る。**

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、ごみ処理の広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適切な配置等について検討する。

ごみ焼却施設に関しては、老朽化等の問題を抱えているため、施設整備を進める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、既存施設の継続性や新たな施設の配置等の検討を踏まえたごみ処理施設の適切な整備を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、歴史的遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を有しているものの、都市機能は十分なものとはいえず、今後とも本区域が発展していくためには、計画的な商業・業務機能の再編整備や安全・安心に暮らせる都市基盤の整備を図ることを基調に、都市機能の充実を図る必要がある。

- 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月)

- 第3編 施策の方針

- 第3章 (3)都市環境を保全・創造するまち(68ページ)

- 分野生活環境

- 施策の方針① 3Rの推進・ごみの適正処理

- 主な取組(3) ごみの適切な処理体制の構築

- 市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組めます。

- ⇒実施計画では中継施設の整備を重点事業に位置付け(64ページ)

主な取組

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 P68
実施計画P64抜粋

- (1) ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築
家庭や事業活動から排出されるごみの中で、特に食品ロス⁷⁸や使い捨てプラスチック製品に対する発生抑制を行うとともに、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図り、市民、事業者、市等が協働して実施してきたごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を継続します。
また、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、事業者などと協働を図りながら、使い捨てプラスチック製品の利用廃止に向けた取組を推進します。
- (2) 市民生活に対応した分別・収集体制の構築
家庭から排出されるごみの収集について、だれもが不自由なく安心してごみの排出ができるよう、多様な市民生活に対応した効率的かつ効果的な分別・収集体制の構築に取り組みます。
- (3) ごみの適切な処理体制の構築
市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

◆重点事業

事業CD	3-3-1-1	事業名	廃棄物処理施策推進事業		
所管課	ごみ減量対策課、環境施設課、環境センター				
事業目標	「ゼロ・ウェイストかまくら」を目指し、安定的なごみ処理体制を構築するため、廃棄物処理施策の推進を図ります。				
事業内容	「将来のごみ処理体制についての方針」を踏まえ、第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、新たな資源化の推進及び資源化施設の整備等を図り、安定的なごみ処理体制を構築します。				
特記事項	「環境負荷低減のまち」につながる事業				
事業工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	推計事業費	
	・生ごみ資源化に向けた調整等	・生ごみ資源化に向けた調整等	・生ごみ資源化施設整備に向けた準備	4,510 百万円	
	・紙おむつ資源化に向けた検討・実証実験	・紙おむつ資源化の推進	・紙おむつ資源化の推進		
	・中継施設の整備に向けた準備（発注仕様書作成）	・中継施設の整備に向けた準備（施工事業者選定）	・中継施設の整備（解体・施設建設）		

- 鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月)

- 部門別方針/循環型まちづくりの方針(79ページ)

- 2) 循環型社会の構築

- (2) ごみの発生抑制と循環利用

- ③ ごみの処理体制の確立

- 名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。

都市マスP79抜粋



(2) ごみの発生抑制と循環利用

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成する上で、ごみそのものを減らすため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる充実を図ると共に、資源の有効活用（リサイクル）も笛田リサイクルセンター等を拠点として引き続き推進していきます。

③ごみの処理体制の確立

ごみの減量化・資源化に取り組む一方で、平常時や災害時におけるエネルギーの有効活用の視点を踏まえ、山崎下水道終末処理場未活用地における新ごみ焼却施設の建設に向けた準備を進めます。

また、並行して、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。



(3) 農水産物の域内販売の促進

市内の農漁業の振興と合わせ、市内の農産物や水産物の域内販売と域内消費を増やすことにより、地域の環境への関心を高め、農地の存続への寄与や、流通段階のエネルギー消費の効率化に努めます。

●第3期鎌倉市環境基本計画(令和4年5月)

第4章 計画における環境施策(76ページ)

VI 循環型社会の構築

⑫ 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

①循環型社会へ向けた施策の発信

広域連携やバックアップ体制の構築などにより、**将来にわたる
安定的なごみ処理体制の構築**を図ります。

施策の展開

1 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の促進

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策	担当課等
①循環型社会へ 向けた施策の 発信	市 ・ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組(発生抑制、再利用、再生利用)を進めます。 【ごみの総排出量】【リサイクル率(資源化率)】【ごみの焼却量】 ・家庭や飲食店等から排出される食品ロスの削減を進めます。 【ごみの焼却量】 ・使い捨てプラスチックの削減や生ごみ処理機の普及、事業者への生ごみ資源化の促進等の発生抑制を進めます。 ・不用品登録制度などのリユース制度の拡充や、地域や民間事業に関するリユース事業の情報提供を行います。 ・家庭系生ごみ、紙おむつ及び事業系ごみの資源化など新たな資源化策を進めます。 ・学校等への環境教育、自治町内会向け説明会のほか啓発チラシ、ホームページやSNSなどきめ細やかで多様な情報提供を通じて、循環型社会の形成の必要性や市民・事業者・滞在者の役割を啓発します。 【啓発活動実施回数】 ・廃棄物減量及び資源化計画書の提出や搬入物検査の実施などにより、事業者のごみの減量・資源化・適正処理を推進します。 【事業系ごみの総排出量】【減量及び資源化計画書提出事業者からの一般廃棄物排出量・資源化量】 ・広域連携やバックアップ体制の構築などにより、将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図ります。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出に基づき、事業者に再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量などを実施させることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進します。 【ごみの総排出量】【リサイクル率(資源化率)】【ごみの焼却量】	ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課/環境施設課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課/環境施設課 建築指導課

●第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（令和3年6月）

第2章 ごみ処理基本計画

第5節 基本方針に基づく施策の展開

基本方針6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

（1）広域連携による新たなごみ処理体制の構築

広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進めます。連携体制としては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を事務運営に係る連絡会議として充実させ、事務の委託に係る執行状況を相互にチェックする体制を整備します。

第9節 ごみ処理施設の整備

3 市のごみ処理施設

（1）名越クリーンセンター

ごみ焼却施設の稼働は令和6年度末までとし、その後は市内の燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設の候補地としての利活用を検討します。

鎌倉市一般廃棄物処理基本計画P47,65抜粋

第2章 ごみ処理基本計画
第5節 基本方針に基づく施策の展開



第2章 ごみ処理基本計画
第9節 ごみ処理施設の整備

基本
方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

施策6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

本市は、本計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、生ごみと紙おむつの資源化を促進するとともに、事業系ごみの登録再生利用事業者への誘導や燃やすごみの全量資源化を図ることで、できる限り燃やすごみの削減を行い、ゼロ・ウェイストの実現を目指します。

名越クリーンセンターでの焼却を停止する令和7年度（2025年度）以降に排出される燃やすごみは、広域実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設で処理を行います。新たな資源化を進めることにより、将来的には逗子市焼却施設で全量処理しますが、資源化を進めている間は、逗子市焼却施設とともに民間事業者等も活用して確実に処理を行います。

将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

さらに、焼却処理以外のその他の処理施設についても処理方法のあり方の検討を進めます。

(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築

広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進めます。連携体制としては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を事務運営に係る連絡会議として充実させ、事務の委託に係る執行状況を相互にチェックする体制を整備します。

逗子市焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、今後、焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域化ブロックの見直しや県内の他市町村との連携について、神奈川県等との協議を進めます。

型の施設とするための検討を進めます。

3. 市のごみ処理施設

(1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続します。

なお、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いました。稼働からすでに約40年が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は令和6年度（2024年度）末までとし、その後は市内の燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設の候補地としての利活用を検討します。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年（2015年）4月以降、事業系の燃やすごみ等を名越クリーンセンターへ搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討します。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として、引き続き、処理を行います。今後は、計画的な施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行います。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さを全量民間事業者へ委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、鎌倉市生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査を進めています。

●鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(令和2年8月)

第7章 ごみ処理施設の整備方針

1 ごみ処理施設整備の考え方

＜鎌倉市＞

既存ごみ焼却施設は、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を停止することとしています。焼却停止後は、新たな焼却施設を建設せずに、逗子市焼却施設による処理及び他市町村との連携や民間活用による処理を行う予定です。

3 第Ⅱ期(令和7年度～令和11年度)計画の整備方針

(1) 焼却施設、中継施設

焼却施設は、ごみの減量・資源化を推進することにより焼却量を削減した上で、逗子市の既存施設を利用して2市1町の可燃ごみの処理を行うこととします。鎌倉市にも中継施設を整備し逗子市焼却施設に運搬するものとします。

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画P47,51抜粋

第7章 ごみ処理施設の整備方針

1 ごみ処理施設整備の考え方

2市1町のごみ処理施設の現状等を整理すると次のとおりとなります。

(1) ごみ焼却施設

○ 鎌倉市

既存ごみ焼却施設は、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を停止することとしています。

焼却停止後は、新たな焼却施設を建設せずに、逗子市の焼却施設による処理及び他市町村との連携や民間活用による処理を行う予定です。

○ 逗子市

既存ごみ焼却施設は、延命化を図るために平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)にかけて大規模改修を実施しました。

○ 葉山町

既存ごみ焼却施設は、平成22年(2010年)に焼却を止め、ごみ焼却を外部の民間事業者への委託に行っていました。平成29年(2017年)7月から逗子市の焼却施設で一部のごみの焼却を開始し、平成30年(2018年)4月から事務の委託により逗子市の焼却施設で燃やすごみの全量を焼却しています。

(2) その他の施設

○ 不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等は、各市町とも老朽化が著しく、今後施設整備、又は民間事業者への委託処理などの検討が必要な時期にきています。

○ 家庭系生ごみは、葉山町で施設整備を行い逗子市と葉山町の生ごみを処理し、鎌倉市についても施設整備を行い処理する予定です。

○ 容器包装プラスチックは、葉山町は民間事業者への委託にて処理を行っていましたが、逗子市へ平成31年(2019年)4月から事務の委託を開始し、令和2年度(2020年度)からは逗子市の処理施設で処理しています。それに伴い逗子市では、処理施設を更新しました。

3 第Ⅱ期(令和7年度～令和11年度)計画の整備方針

令和7年度(2025年度)から11年度(2029年度)を第Ⅱ期計画として、以下の方針で連携を推進します。

(1) 焼却施設、中継施設

焼却施設は、ごみの減量・資源化を推進することにより焼却量を削減した上で、逗子市の既存施設を利用して2市1町の可燃ごみの処理を行うこととします。鎌倉市にも中継施設を整備し逗子市焼却施設に運搬するものとします。

鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中(令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度))は、逗子市焼却施設の焼却可能量が年間20,000t程度であることから、2市1町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表7.2のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を他市町村との連携や民間活用により適正に処理するものとします。

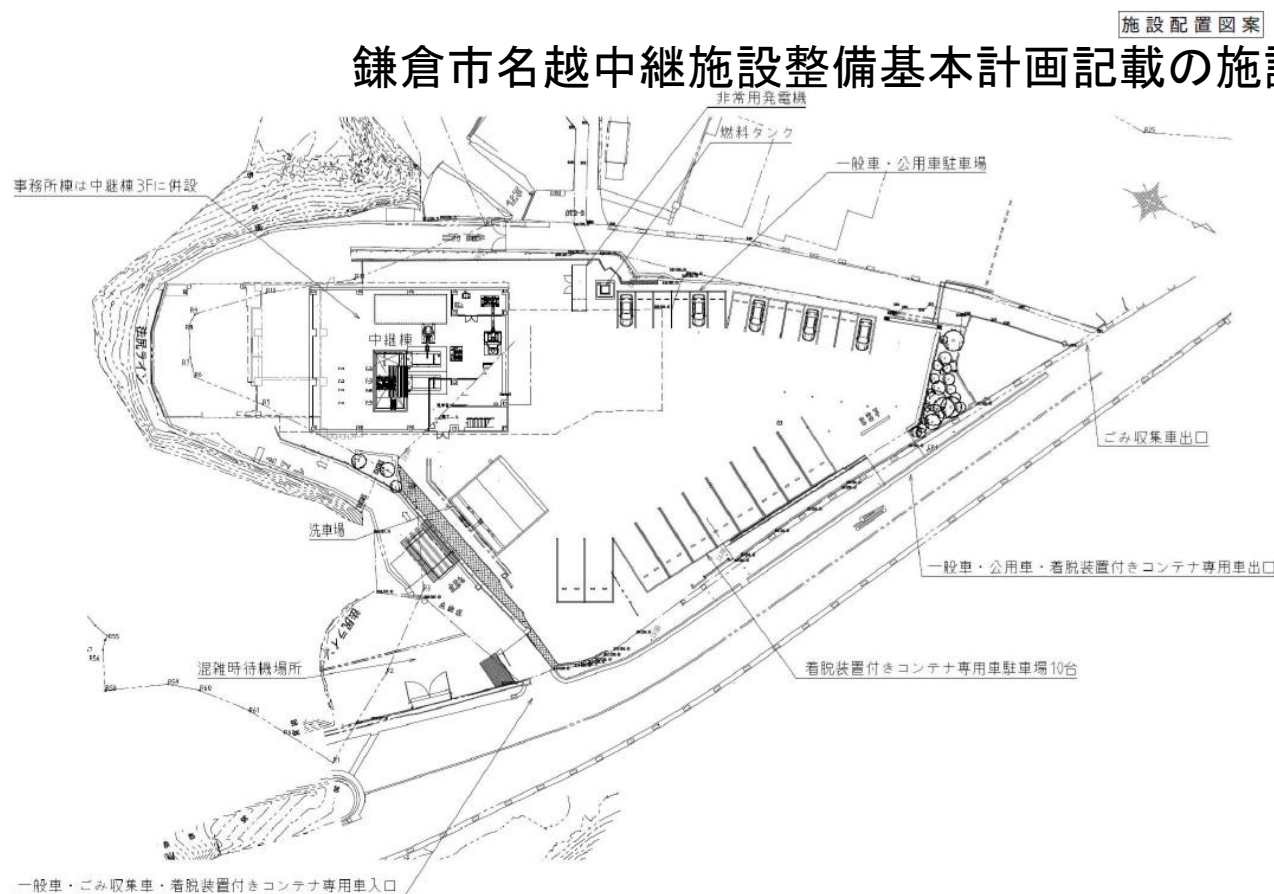
なお、区域内の焼却施設が1施設になることから、緊急を要する災害や処理が困難となる場合を想定し、リスク管理として近隣市町や民間事業者等とごみ処理に関する協力体制を構築します。

表7.2 第Ⅱ期における可燃ごみの処理状況

	(単位:t)		
	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
逗子市・葉山町焼却量	11,086	10,380	9,935
鎌倉市焼却量	15,522	15,380	9,855
焼却量合計	26,608	25,760	19,790
逗子市焼却可能量	20,000		
他市町村との連携や民間処理活用による処理量	6,608	5,760	0

● 鎌倉市名越中継施設整備基本計画(令和5年8月)

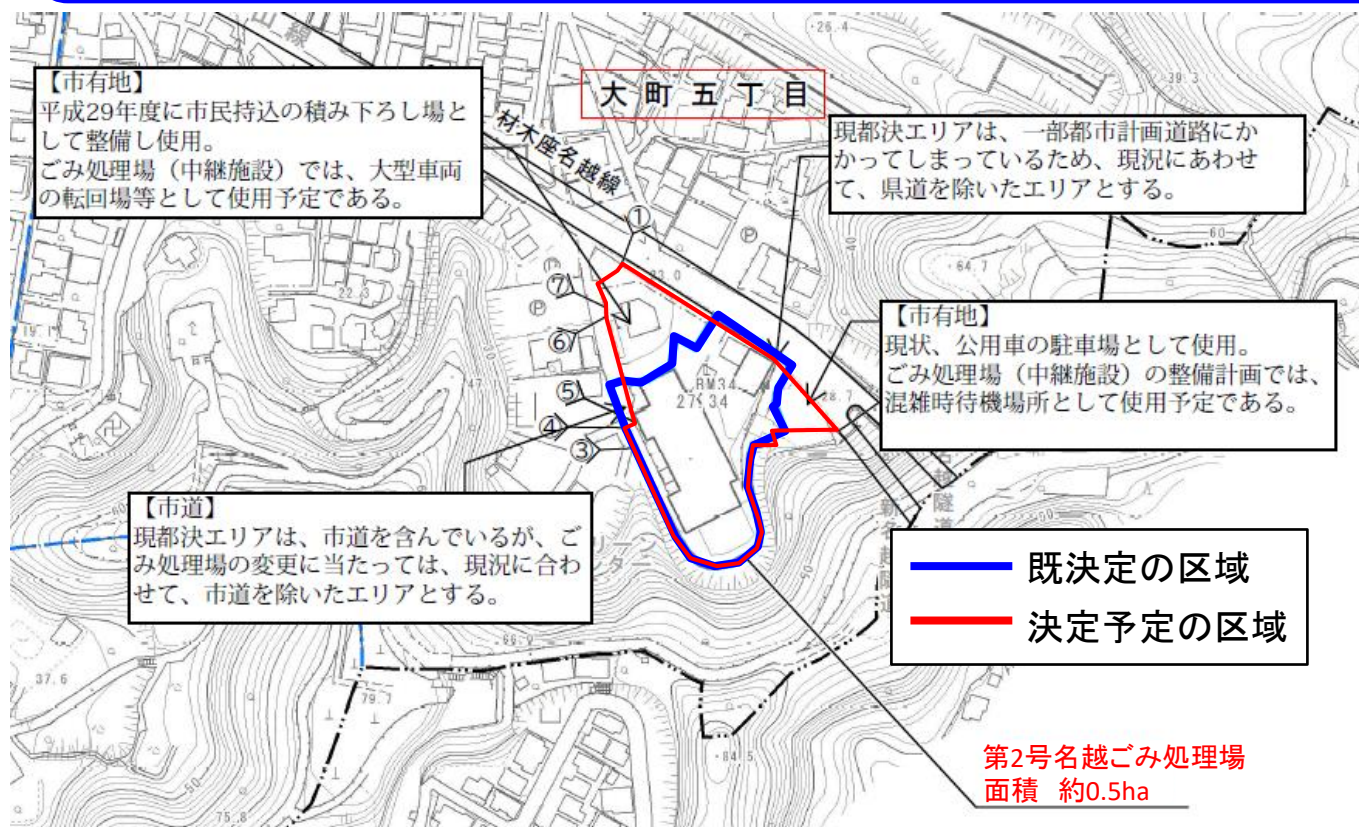
具体的な整備に向けた、施設の規模(120t/日)や設備、処理方法、事業手法の検討、施設整備に向けたスケジュール、施設配置計画 等を決定



4 区域の考え方

●新たに追加する都市計画変更の概要(名越ごみ処理場)

名称 : 第2号名越ごみ処理場
 位置 : 鎌倉市大町五丁目地内
 面積 : 約0.5ヘクタール(+0.1ヘクタール)



既決定区域以外に
現に施設として活用し、今後も活用を予定している区域に合わせ面積を変更

5 今後の予定

市まちづくり条例の手続き
R7.1.24～

2.7 R7.3.19

現在

市原案の作成

原案の公告・縦覧

公聴会

市案の確定

意見陳述申出書1通
縦覧者3名

県へ

都市計画法の手続き

県知事との協議
都市計画法第19条第3項

案の公告・縦覧
都市計画法第17条第1項

市都市計画審議会
都市計画法第19条第1項

都市計画決定・告示

神奈川県へ事前相談

6 参考

意見陳述申出書 1 件

意見陳述申出書 全文

本件は、ごみ焼却場を変更し、ごみ処理場を整備するものだが、ここに計画する中継施設を経由して、逗子市の環境クリーンセンターに搬入させる家庭系燃えるごみの量について、逗子市・葉山町の生ごみ処理施設の運用開始が遅れたため、当初計画より減らす必要が生じた。都市計画の変更についても再考をすべき事案となったと考える。(原文のまま)

※公述意見対する考え方の整理は、次回の都市審議会では報告します。

第 8 回線引き見直しに向けた取組状況について

目次

報告第4号に関する説明資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1～4
---------------	------------------	------

第8回線引き見直しに係る都市計画公聴会の概要

1 都市計画案件

- (1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 鎌倉都市計画区域区分
- (3) 鎌倉都市計画都市再開発の方針
- (4) 鎌倉都市計画住宅市街地の開発整備の方針

2 公聴会の開催日時及び場所

- (1) 日時
令和6年10月31日（木）午後7時から午後8時
- (2) 場所
鎌倉市役所第3分庁舎 講堂

3 県の都市計画公聴会開催要領第6条に基づく図書の閲覧（以下「閲覧」という。）及び公述申出書の受付期間

令和6年9月6日（金）から同月27日（金）までの3週間

4 周知方法

- (1) 神奈川県による記者発表（令和6年8月19日）
- (2) 神奈川県広報により公告（令和6年8月20日）
- (3) 県のたより（令和6年9月1日付発行）に掲載
- (4) 広報かまくら9月号（令和6年9月1日付発行）に掲載
- (5) 神奈川県作成の周知用チラシを新聞折込にて各戸配布（令和6年9月6日）
- (6) 同チラシを神奈川県及び鎌倉市において配布（令和6年9月6日～10月31日）
- (7) 神奈川県及び鎌倉市のホームページに掲載（令和6年9月6日～10月31日）

5 公述申出書の受付数

受付方法	提出数
ファクシミリ	1通

6 公述意見の概要

公述人 (賛成・反対)	公述意見の概要
A氏 (未記入)	・ 鎌倉市の津波避難計画について ・ 津波対策に係る具体の提案について ・ 鎌倉市の津波対策と神奈川県の危機管理体制への要望

7 公述意見の要旨と県の考え方

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	【鎌倉市の津波避難計画について】 ○ 神奈川県が設定した津波の想定値は 14.6メートルで到達時間は8分に設定されているが、鎌倉市の津波避難計画は、ハード・ソフト面、津波の高さ、速さ、要避難者数、避難に必要な時間等の想定が、不適切である。津波は、水深が浅いものでも、人が流されたり、住宅が全壊したりすることがある。市民を守るためには、より具体的できめ細やかな配慮が必要であるが、現在の市の計画には、ハザードマップに「沿岸部」の地域表示がないこと、非浸水地域の指定にあたって津波の最大遡上高を考慮していないこと、設定されている集合場所、避難ビル、ミニ防災拠点らが、全てごく僅かな人達にしか使えないこと等の問題点がある。 このような問題点があるにもかかわらず、地形や避難に要する時間の差異などの地域性を無視して、県や国の文書に従うだけでは、市民の安全を守る義務に違反する非違行為ではないか。 ○ 鎌倉市は、地震発生後の三日間は避難者たちの自助努力が必要であると述べている。その理由は、切り通しが通れなくなること、備蓄倉庫のカギを管理する職員が不在となり、必要な大型貯水槽も不足すること、自衛隊の優先出動が他の人口の多い街に集中することを挙げている。 ○ しかし、災害対策基本法によれば、市長は住民の生命財産を守り、避難した人々に必要な支援を行う義務があり、法に基づき計画を作成・実行する権限と責任があるため、市の対応は誤っている。 ○ 津波災害が発生した場合、被害者本人や遺族等から市に対して集団訴訟が提起されるのは避けられず、市の敗訴が予想される。その賠償金の問題以外にも、人命軽視の評判や国家予算に対する経済的な悪影響が生じる。 ○ 最悪の状況に備えるためには、防災方針の変更が必須である。他人事ではなく、自分事として計画を立案・実行することが必要と考える。	【鎌倉市の津波避難計画について】 ○ 津波等に関する都市防災対策については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」において、「だれもが安心して居住することのできる、災害に強い都市づくりを目指して、『災害危険を軽減する都市空間の創造』、『災害を防御し安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造』、『安全で快適な都市環境の創造』を図る」としています。 また、鎌倉市都市マスタープランにおいて、「被害を最小限に抑える『減災』の観点をより重視して、避難を軸としたまちづくりに取り組みます。」とし、鎌倉市立地適正化計画の防災指針に沿って、津波避難対策を実施すると市から聞いています。 なお、市の津波避難計画に係る御意見については、市の所管部局に伝えます。

【津波対策に係る具体の提案について】 ○ 市民にとって、地震や津波のレベルや予測される浸水の程度、津波が到達するまでの時間などが重要な関心事であり、それに基づき行動を決める必要がある。床下浸水するのか、2階に上がれば安全なのか、避難が必要なのか、また避難場所やルートはどこなのかなど、様々な情報が必要である。 ○ 提案として、発生する地震・津波ごとに、津波高、到達時間、マグニチュード、震源或いは震央の他、幾つかの地域を現地到達時間と到達高でグループ分けし、グループごとに放送の周波数を変えて、市民が必要とする即時情報をA Iの利用で伝える等ができないか。 ○ また、岸壁から沖合にA I計測器をつけたブイを配置し、データを収集することで、リアルタイムのデータを市民のスマートフォン等に送信することができる。また、大学の研究機関や政府機関と提携することで、海底の深度や形状の変化、津波特性の情報が蓄積し、自身や津波の予知能力が向上することも期待できる。さらに、A Iドローンを使用した海中・海底・洋上の立体映像により、最新のハザードマップと整合性のあるハザードA I情報を生成することができ、相乗効果が得られる。 ○ 住宅街では、地下に必需品等を備蓄した量産型核シェルターを埋設するとともに、電動機、蓄電器、エレベーターを備えた円錐型タワーを緊急避難用施設として設置する。繁華街では中層ビルの地下室を拡張して避難スペースを作り、建物を補強したうえで、屋上にタワーを設置する。海浜部では公園駐車場を臨時避難場所化し、近辺に緊急避難タワーを建設する。さらに、関係機関と協力して災害対策のパンフレットを作成・配布し、A Iロボットをホテルや駅前に設置して多言語で情報を提供することを提案する。 ○ また、広域の地震や津波に対する救助活動を行うために、行政機関や自衛隊、警察などの代表者が役割分担・連携・調整等を行い、一つのチームとして機動的に動けるようにしておくことが大切である。さらに、各代表者がそれぞれの関係機関への窓口となって協力し合うほか、シェルターやタワーの開発・設置も、このチームで行うことを提案する。	【津波対策に係る具体の提案について】 ○ 津波対策に係る具体の御提案については、県及び市の所管部局に伝えます。
---	--

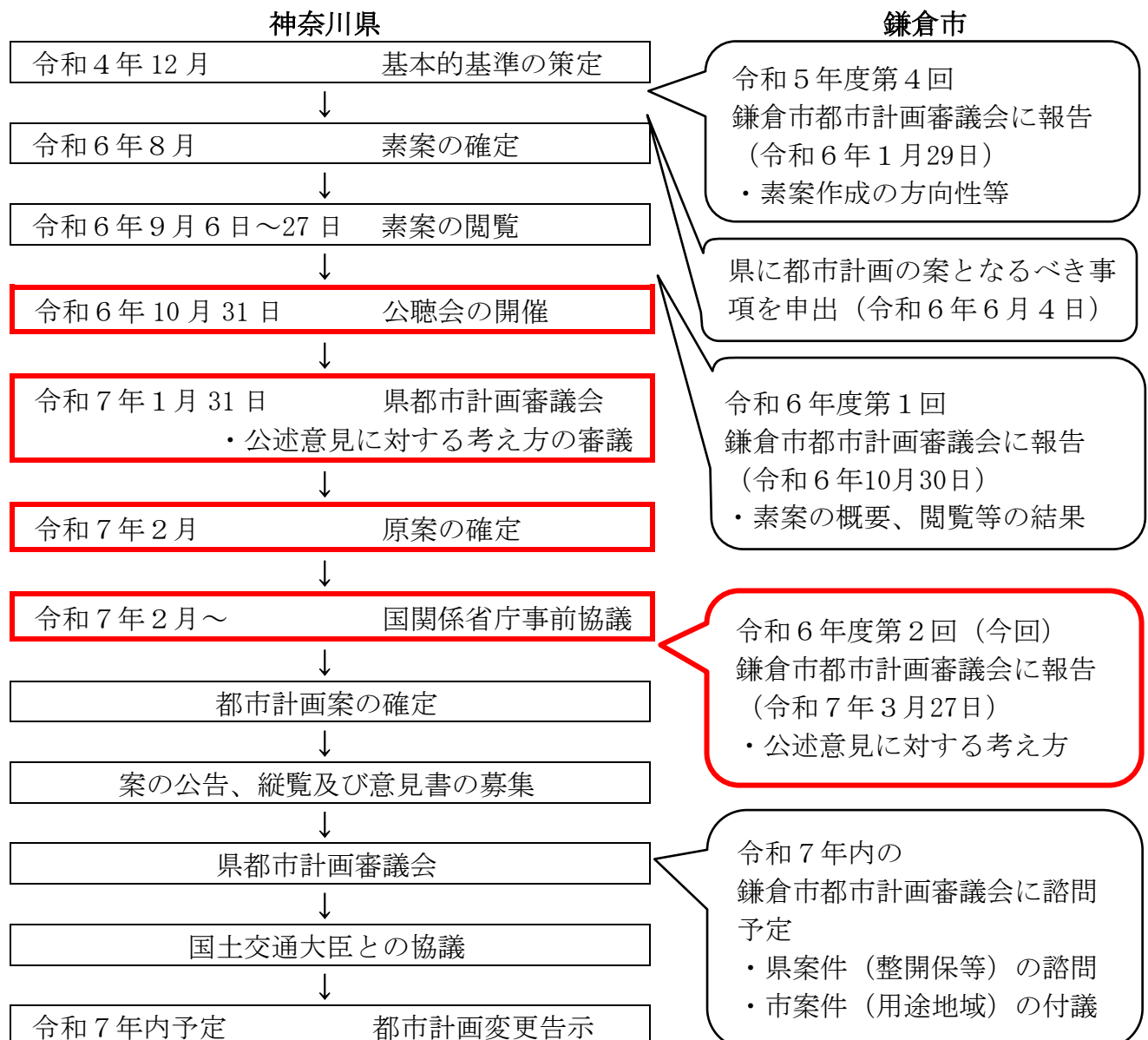
【鎌倉市の津波対策と神奈川県危機管理体制への要望】 ○ 鎌倉市長に対して、津波対策に関し、県が行う津波災害警戒区域の指定を迅速に申請することを強く提案する。 ○ また、神奈川県知事に対しては、神奈川県の広域防災の危機管理体制を整備するために、関係機関との連絡網やチーム作りのリーダーシップを早急に執っていただきたい。	【鎌倉市の津波対策と神奈川県危機管理体制への要望】 ○ 津波災害警戒区域の指定に関しては、整開保において、「津波災害に関連して、津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定の検討や津波避難施設及び防災施設の整備を検討する。」としています。 なお、津波災害警戒区域の具体的な指定に及び県の広域防災の危機管理体制に関する御意見については、県及び市の所管部局に伝えます。
--	--

8 まとめ

公述意見を踏まえた都市計画素案の変更は行いません。

なお、「公述意見の要旨と県の考え方」は、令和7年2月25日付で公述人宛てに送付するとともに、同年3月3日付で県・市ホームページにおいて公表しています。

9 経過及び今後の予定



鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた
取組について

目次

スライド資料	資料 1
--------	------

資料1

報告第5号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた 取組について

令和7年3月27日
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

1 鎌倉都市マスタープランについて

都市マスタープランとは

都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法（第18条の2）に位置付けられている。

●都市計画法（抜粋）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

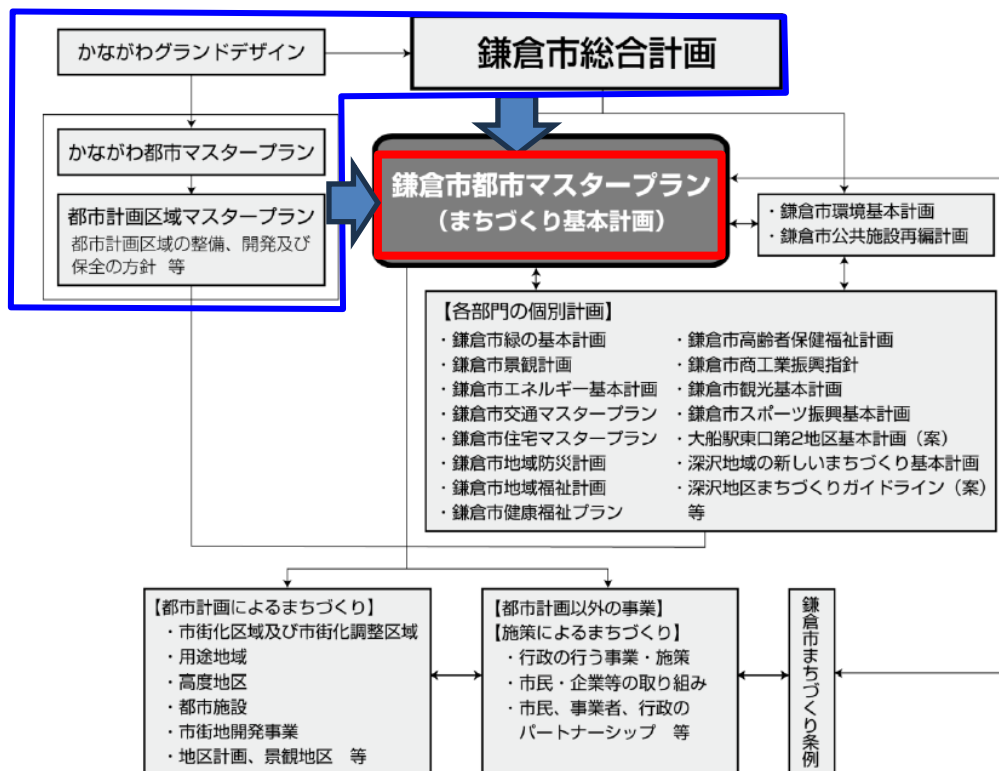
4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市マスタープランの位置付け

鎌倉市都市マスタープランは、国土利用計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）及び総合計画に則し、かつ部門別の取り組みと整合性を持った都市計画・まちづくり分野の総合的かつ具体的で地域に則したマスタープランとなる。

図 都市マスタープランの位置付け

鎌倉市都市マスタープランP3 抜粋



鎌倉市都市マスタープランの役割

- ・都市計画のマスタープランであると同時に、総合計画の基礎条件(土地利用)に関わる部分の計画としての位置付けを持つ。
- ・部門別計画等の既存計画を調整・統合し、さらに今後の部門別計画(まちづくり部門)、実施計画の指針とする。
- ・地域レベルでのきめ細かなまちづくりの指針を作成し、地区計画等の適用指針として活用する。

鎌倉市都市マスタープランの沿革

鎌倉市都市マスタープラン策定（平成10年（1998年）3月）

増補版 策定（平成17年（2005年）3月）

白書2011（平成23年（2011年）3月）

※評価・検討をとりまとめたもの

鎌倉市都市マスタープラン改定（平成27年（2015年）9月）

鎌倉市立地適正化計画策定（令和4年（2022年）3月）

令和10年（2028年）3月で現行の都市マスタープランの
計画期間が終了。

計画期間
30年

2 鎌倉都市マスタープランの改定について 改定に向けたスケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市マス	現行の都市マスの評価	都市計画審議会 改定作業に向け準備	改定作業開始 ※本審議会には適宜報告	
関連計画等	公共施設再編計画の改訂	鎌倉都市計画区域の整備・開発・保全の方針の変更（整開保）	（仮称）第4次鎌倉市総合計画の策定 環境基本計画の改定 立地適正化計画の評価・検討	

3 都市マスタープランの評価・検討について

- ・2011年に実施した評価・検討の白書を参考に行う
- ・各部門別方針の具体的な方針について関連課の取り組み、実績等を意見聴取
- ・関連課の記載をもとに本審議会で評価をいただく



都市マスタープランの改定の参考とする

評価の方法

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課 内評価	達成状況・課内評価に 対する理由		現在の担当課の施策 と鎌倉市都市マス タープランとの相違 点、要望
				内的要因	外的要因	
鎌倉市都市マス タープラン本編の 部門別方針の「3 具体的な方針」の 項目	課名	取組及び達成 状況(未着手 内容を含む) を記入	自らの 評価を 記入	実施計画 の位置付 けによる遂 行、施策の 方向転換、 予算減、人 員減等、行 政内の要 因を記入	社会情勢の 変化、地域 の重要度の 優先順位の変 動、住民の合 意形成の未 成熟等、行政 以外の要因 を記入	鎌倉市都市マス タープランと関係課 の施策との乖離して いる内容や要望等 を記入



関連課へ照会

評価例 (P62 自然環境の保全・回復の方針 1))(みどり公園課)

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	
				内的要因	外的要因
1)独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全 (1)歴史的遺産と一体となった緑地の保全 天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産(史跡や社寺、古道)と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。	みどり公園課	・歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、国・県に対し継続して要望した。	・指定の拡大には至っていないが、県との打ち合わせや、隣接市である逗子市との打ち合わせを定期的に行っている。	・令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画においても、当初計画から引き続き歴史的風土保存区域の重要な樹林地のうち、歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域について、その指定拡大を方針としている。	・歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域において、新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となっている。



関連課のシートに評価を行う

評価の視点

3.具体的な方針	関係課名	① 平成27年度以降 の具体的な取組 み及び達成状況	担当課 内評価	② ③ 内的要因 外的要因		現在の担当課の施策 と鎌倉市都市マス タープランとの相違 点、要望
				内的要因	外的要因	
鎌倉市都市マス タープラン本編の 部門別方針の「3 具体的な方針」の 項目	課名を表記	取組及び達成状 況(未着手内容 を含む)を記入	自らの 評価を 記入	実施計画 の位置付 けによる遂 行、施策の 方向転換、 予算減、人 員減等、行 政内の要 因を記入	社会情勢の 変化、地域 の重要度の 優先順位の変 動、住民の合 意形成の未 成熟等、行政 以外の要因 を記入	鎌倉市都市マス タープランと関係課 の施策との乖離して いる内容や要望等 を記入

①取組状況

- ▲:未着手(実施計画なし)
- △:未着手(実施計画あり)
- :実施中(前期)
- ◎:実施中(後期)
- :終了

②内的要因

- A:施策の方向転換
- B:予算
- C:人員
- D:その他計画の位置付け
- E:国、県、庁内他部署との連携
- F:その他

③外的要因

- a:社会情勢の変化
- b:地域の重要度の優先順位の変動
- c:市民の合意形成、要望
- d:地権者、利害関係者の理解
- e:法令との整合(土地利用の制限など)
- f:その他

要因はプラスに作用した場合「+」、マイナスに作用した場合「-」を頭に記載

関連課評価に対し、取組状況及び要因を種別に分け、評価を行う

3 都市マスタープランの評価・検討について

評価記入例 (P62 自然環境の保全・回復の方針 1))(みどり公園課)

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価			現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望	評価
				内的要因	外的要因		
1)独自の地形をいかした骨格的な緑地構造の保全 (1)歴史的遺産と一体となった緑地の保全 天然の要害として鎌倉中心部を取り囲む緑地や周辺の歴史的遺産(史跡や社寺、古道)と一体となった緑地の保全を図るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について県に要請します。また、歴史的遺産や景観の一体的な保全を図るため、隣接する市に協力を求めています。	みどり公園課	・歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、国・県に対し継続して要望した。◎	・指定の拡大には至っていないが、県との打ち合わせや、隣接市である逗子市との打ち合わせを定期的に行っている。	・令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画においても、当初計画から引き続き歴史的風土保存区域の枢要な樹林地のうち、歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域について、その指定拡大を方針としている。+E	・歴史的風土特別保存地区の指定が未指定である区域において、新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となっている。+d		・歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、緑の基本計画に沿って、指定権者である神奈川県と指定拡大に向けた調整等を行っている。 ・法に基づく指定要件、国における社会資本整備審議会の経緯を踏まえ、取組を継続していくことが大切である。



照会で記載のあったシートに評価を行う

3 都市マスタープランの評価・検討について

評価シート(参考) (P79 循環型のまちづくりの方針 2)(2))(ごみ減量対策課・環境施設課)

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				内的要因	外的要因	
(2)ごみの発生抑制と循環利用環境負荷の少ない「循環型社会」を形成する上で、ごみそのものを減らすため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の更なる充実を図ると共に、資源の有効活用(リサイクル)も笛田リサイクルセンター等を拠点として引き続き推進していきます。 ③ごみの処理体制の確立 ごみの減量化・資源化に取り組む一方で、平常時や災害時におけるエネルギーの有効活用の視点を踏まえ、山崎下水道終末処理場未活用地における新ごみ焼却施設の建設に向けた準備を進めます。 また、並行して、名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。	ごみ減量対策課 環境施設課	ごみの処理体制については、新たな焼却施設を建設せずに減量・資源化を徹底し、燃やさざるを得ないごみは鎌倉市・逗子市・葉山町の広域化により、既存の逗子市焼却施設を中心に処理する方針に変更し、令和2年8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、令和3年6月に「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。計画の実現に向け、名越クリーンセンターを令和7年1月中に稼働を停止する予定としており、その跡地に中継施設を整備するため、令和5年8月に「名越中継施設整備基本計画」を策定し、準備を進めている。今泉クリーンセンターに関しては、名越中継施設整備期間中における既存中継施設の使用延長について、施設周辺の町内会で構成する協議会と継続して協議を進めている。取組及び達成状況(未着手内容を含む)を記入	安定的なごみ処理体制の構築に向け、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。	・施策の実現に向けて必要な計画の策定及び改定を実施 ・事業系手数料見直しの条例改正提案について市議会の議決	・計画の策定及び改定は、市民意見を聴取するとともに、附属機関である審議会の意見を反映 ・施設周辺の町内会で組織する協議会と協議を継続	・ごみ処理体制については、新ごみ焼却施設の建設をせずに、逗子市・葉山町と広域化により処理する方針に変更

3 都市マスタープランの評価・検討について

評価シート(参考) (P63 自然環境の保全・回復の方針 3)(2))(みどり公園課))

3.具体的な方針	関係課名	平成27年度以降の具体的な取り組み及び達成状況	担当課内評価	達成状況・課内評価に対する理由		現在の担当課の施策と鎌倉市都市マスタープランとの相違点、要望
				内的要因	外的要因	
(2)身近な緑の創出、拡大 市域面積の約6割を占める市街地(住居系・商業系・工業系用地、駐車場等)において、民有地緑化の一層の推進を図るために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定等に取り組みます。 また、良好な生け垣の創出や建物の屋上やベランダ等の緑化を推進します。 公共施設用地においても、緑化の強化及び街区公園、近隣公園等の整備により、身近な緑の拡大と地域住民のニーズに対応できる緑地の創出に努めます。	みどり公園課	・市民などによる接道部の緑化について、申請に基づき補助金を交付した。(約1.1km、96件)また、ブロック塀等を除却し、接道緑化をする場合の補助率を段階的に9/10に引き上げた。(令和3年4月1日) ・開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 ・コインパーキングなどの開発事業について、条例に基づき、緑化を推進した。 ・開発の手続き基準条例に基づき、平成27年から6箇所の街区公園を供用開始し、身近なオープンスペースを確保し緑化の推進等を図った。 ・近隣公園としては、岩瀬下関防災公園を平成27年4月に供用開始。 ・笛田一丁目公園は平成27年度に整備工事を行い、平成28年5月1日に供用開始。	・市民などによる接道部の生垣や樹木の植栽等による緑化を支援し、緑豊かなまち並み景観を創出している。 ・開発区域内での緑化を推進し、緑豊かで快適な居住環境の形成を図っている。 ・広く平坦な土地が少ないため近隣公園等の広い公園の整備は難しいが、土地の活用方針は概ね決まっていたため供用開始まで行えた。	・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対し、適正な支援と誘導が行われている。 ・防災公園街区整備事業の手法をとることで、地権者の要望等にも合わせて整備を行うことができた。	・住宅や住宅地内の緑化の維持や緑の創出に対する市民等の意識の向上に寄与している。 ・近隣公園等の広い公園については需要があり多くの人に利用されている。	・屋上緑化やベランダ等の緑化については、積極的に推進してはいない。 特に、開発事業においては、屋上緑化は商業地域のみ認めることとしていますが、認めた事例は数が少なく、地植えを原則としているため、「建物の屋上やベランダ等の緑化を推進します。」という記載は、検討が必要と考えます。 ・緑化地域制度については、市街地における敷地内緑化は、条例等によって進められており、今後も継続して実施することから、緑の基本計画から削除しました。(令和4年3月) ・街区・近隣公園の整備は緑地拡大・創出とは趣旨が異なるので、この項目への記載については検討

参考 白書2011

評価：①施策の取り組み状況、②内的要因、③外的要因		①	②	③
重点1. 緑地の保全				
(1) 緑地保全のさらなる推進				
*1	【都市景観課】 ・都市計画指定権者である神奈川県と協議調整中。 【みどり課】 ・「鎌倉市緑の基本計画」を、都市緑地法の改正などを勘案して、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行った。(H18.7) ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定された。(H18.12 約98ha(うち鎌倉市域約51ha)国指定) ・(仮称)鎌倉近郊緑地特別保全地区(約131ha 県指定)について、神奈川県に対し市案の申出を行った。(H22.12) ・常盤山特別緑地保全地区が指定され(H17.9 約18ha 県指定)、その後、約1haの拡大指定(拡大後約19ha)について、神奈川県に対し市案の申出を行った。(H22.11) ・特別緑地保全地区を3地区指定した。(寺分一丁目地区：H19.12 約2.3ha、天神山地区：H20.9 約5.0ha、手広・笛田地区：H21.9 約6.0ha) ・鎌倉広町緑地が都市計画緑地(都市林)として都市計画決定され(H17.6 約48.1ha)、そのうち第一工区の都市計画事業認可を取得し(H17.12 約35ha)、整備事業に着手した。 ・(仮称)山崎・台峯緑地のうち、鎌倉中央公園拡大部分について都市計画公園(特殊公園(風致公園))として都市計画決定し(H19.11 約51.2haのうち拡大部分約27.5ha)、その後、都市計画事業認可を取得し、整備事業に着手した。(H20.1 約27.5ha) ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地を都市計画緑地(都市緑地)として都市計画決定し(H21.12 約1.4ha)、その後、都市計画事業認可を取得し、整備事業に着手した。(H22.4) ・法指定を目指す緑地等での活用や法指定前の緑地保全の緊急対応策としての活用等を目的として、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定・運用開始し(H21.3)、鎌倉広町緑地の計画地内で鎌倉山二丁目1号市民緑地(H21.12～H26.12 3,366㎡)及び七里ガ浜東五丁目1号市民緑地(H22.2～H27.2 19,175.33㎡)について市民緑地契約を締結した。	◎	-E	-a -e
*2	【みどり課】 ・法指定等による緑地保全施策の支援策等として、市独自の制度による緑地保全を図った。(平成21年度末時点緑地保全契約141件、約73.19ha、保存樹林指定約302.40ha、保存樹木367本、保存生け垣11,751㎡) ・緑地保全基金を積み立て、特別緑地保全地区や都市計画公園・緑地内の土地の買入れ等に活用した。(毎年度、ただし平成22年度は市費積立無し) ・神奈川県のかながわトラストみどり基金を活用して、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分の土地の一部を買入れた。(H23.3 予定1,227㎡) ・財団法人鎌倉風致保存会が緑地保全を目的として、近郊緑地保全区域内の旧十二所果樹園約5.04haを買入れた。(H18.1) ・風致地区内行為許可における審査基準や鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく緑化指導を行った。(随時)	◎	+D +E	+a +c +d

評価・今後の課題等
歴史的風土特別保存地区の拡大については、拡大候補地の検討や神奈川県との調整など、施策の推進に向けて検討している。今後、関係機関に理解を求め継続して取り組むことが課題である。 緑地保全に関する市民意識の向上や施策の推進等により、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区の指定等が行われている。今後、関連課との連携を図り進行管理など、更なる施策の展開を期待する。 法制度以外の手法による緑地保全の取り組みについては、緑地保全契約数や保存樹林の指定数の向上、市民、関係機関との連携等により推進している。今後、進行管理を持続させ、広報活動などの更なる施策の展開に期待する。